

性能評価書

一般社団法人 鉄筋溶接継手協会

理事長 秋山 猛



申込み本件について、下記のとおり当審査委員会に於いて以下の性能を評価します。

なお、本評価書の有効期限は 2030年12月1日までとします。

2025年12月1日

記

1. 工 法 名 鉄筋溶接継手工法
2. 区 分 範囲の追加
3. 継手の性能 A 級
2025年版 建築物の構造関係技術基準解説書「鉄筋溶接継手性能判定基準」
4. 有効期間 2030年12月1日
5. 評価方法・範囲

書類照合確認、及び立ち合い検査による
適用範囲については別紙A級溶接継手性能評価範囲参照
6. 備 考

本評価は鉄筋溶接継手工法の設計、施工、品質管理が適切に行われることを目的に性能確認資料に基づいて行なったものである。

7. A級溶接継手性能評価範囲

呼び名	鋼 種		
	SD345	SD390	SD490
D13	◎	-	-
D16	◎	-	-
D19	◎	-	-
D22	◎	-	-
D25	◎	◎	-
D29	◎	◎	-
D32	◎	◎	◎
D35	◎	◎	◎
D38	◎	◎	◎
D41	◎	◎	◎
D51	◎	◎	-
D13+D16	○	-	-
D16+D19	◎	-	-
D19+D22	○	-	-
D22+D25	○	-	-
D25+D29	○	◎	-
D29+D32	○	○	-
D32+D35	◎	◎	◎
D35+D38	○	○	○
D38+D41	◎	◎	◎
D41+D51	○	○	-
D19+D25	◎	-	-
D25+D29	◎		-
D22+D29	◎		-
D25+D32	◎		-

◎:性能評価試験確認済み ○:総合的に見て妥当であると判断

※尚、異形異鋼種についてはSD345-D25+SD390-D29、SD345-D22+SD390-D29、SD345-D25+SD390-D32を行なった。

8. 性能評価審査資料

性能確認資料

- 鉄筋溶接継手工法 標準仕様書 (一社)鉄筋溶接継手協会
- 旧国土交通省 平12建告第1463号 「鉄筋の継手の構造方法を定める件」
- 2025年版 建築物の構造関係技術基準解説書「鉄筋溶接継手性能判定基準」

報告資料

○A級溶接継手性能確認試験報告書

平成28年2月 (SD345、SD390、SD490、SD345-D25+SD390-D29)

平成31年1月 (SD390-D51)

令和5年10月 (SD390-D25、SD390-D25+D29)

令和6年11月 (SD345-D19+D25、SD345-D22+SD390-D29、SD345-D25+SD390-D32)

試験内容

引張試験

SD345- D13、D16、D19、D22、D25、D29、D32、D35、D38、D41、D51

D16+D19、D32+D35、D38+D41、D19+D25

SD390- D25、D29、D32、D35、D38、D41、D51、D25+D29、D32+D35、D38+D41

SD490- D32、D35、D38、D41、D32+D35、D38+D41

曲げ試験 (表)

SD345- D13、D16、D19、D22、D25、D29、D32、D35、D38、D41、D51

D16+D19、D32+D35、D38+D41、D19+D25

SD390- D25、D29、D32、D35、D38、D41、D51、D25+D29、D32+D35、D38+D41

SD490- D32、D35、D38、D41、D32+D35、D38+D41

曲げ試験 (裏)

SD345- D13、D16、D19、D22、D25、D29、D32、D35、D38、D41、D51

D16+D19、D32+D35、D38+D41、D19+D25

SD390- D25、D29、D32、D35、D38、D41、D51、D25+D29、D32+D35、D38+D41

SD490- D32、D35、D38、D41、D32+D35、D38+D41

一方向繰り返し試験

SD345- D25、D35、D51、D19+D25 SD390- D29、D41、D25+D29 SD490- D32、D41

高応力繰り返し試験

SD345- D25、D35、D51 SD390- D29、D35、D41 SD490- D32、D41

ビッカース硬さ測定試験

SD345- D25、D51 SD390- D32、D41 SD490- D32、D41

※下線部について、立ち合い試験を行なった

当性能評価書についてのご注意

- 当性能評価書は実験に基づく鉄筋溶接継手工法の性能に対する性能評価として発行しています。
- 当評価書は（一社）鉄筋溶接継手協会の登録している正会員及び準会員に対し、有効とします。
- 当評価書は評定書と同じく任意証明を示すものであり、法的効力を保証するものではありません。